### 平成27年第4回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 平成27年12月15日 (火曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午後1時30分 宣告
- 1. 応招議員

1番 今井 英昭2番 森澤 文王3番 今井 清4番 村田 桂子5番 両角 正芳6番 村松 浩喜7番 榎本 真弓8番 森本 信明9番 西藤 努10番 滝沢寿美雄11番 田中 三江12番 土屋 春江

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美

企画調整幹 中村茂弘 町民課長 青井義和

建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸 観光課長 今井一行

会計室長 市川正彦 教育次長 荻原邦久

たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後3時07分

議長(土屋春江君) 皆さん、こんにちは。これから、本日12月15日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラから撮影を許可して あります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 報告第7号

議長(土屋春江君) 日程第1 報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題とします。 本件について報告を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

## 〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長(長坂徳三君) 報告第7号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項、立科町では、1件100万円以下の損害賠償額の決定について町長が専決できる事項と指定されており、これに基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会にご報告を申し上げるものでございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

専決処分書。

損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項により、議会において指定 された事項について、次のとおり専決処分する。

平成27年10月17日。

立科町長、米村匡人。

損害賠償の額、4万1,999円。

損害賠償の相手方、ご覧のとおりでございます。

事故の概要、立科町準職員がごみ収集のため、平成27年7月28日午前11時20分、立 科町大字芦田3731番地の徳花苑駐車場で公用車(パッカー車)を後退させたところ、 駐車中の無人車に接触した物損事故でございます。

裏面をお願いいたします。

専決処分の日は、平成27年11月10日でございます。

内容でございますが、損害賠償の額、7万5,600円。

損害賠償の相手方、ご覧のとおりでございます。

事故の概要、立科町準職員がごみ収集のため、平成27年8月24日午前9時48分、立 科町大字牛鹿1273番地1の外倉公民館ごみ集積所前で、公用車(パッカー車)を後退 させたところ、公民館のスロープ手すりに接触した物損事故でございます。

報告は、以上でございます。

議長(土屋春江君) ここで、暫時休憩とします。

議会運営委員会を開催しますので、委員は第1委員会室にお集まりください。 再開は午後1時45分からです。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時45分 再開)

議長(土屋春江君) 休憩前に戻り議事を再開します。

◎日程第2 議案第88号~日程第18 陳情第6号

議長(土屋春江君) 日程第2 議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例 制定についてから、日程第18 陳情第6号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準 の改善を求める陳情についてまでの17件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

榎本真弓総務経済常任委員長、登壇の上、願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番(榎本真弓君) 榎本です。

総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件は審査経過で申し上げます。

審查経過。

本委員会は、12月7日に付託された標記案件を審査するため、平成27年12月11日に 常任委員会を開催をし、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりであります。

(1) 議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例制定について。

地方創生先行型交付金により整備した移住体験住宅の設置及び管理に関し、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとの説明を受けました。

利用できる者の資格、利用期間、利用料金について、利用者の視点に立った利用制度を検討すべきとの意見があり、それには、空き家バンク制度の推進や利用者への丁寧な対応を図るとの説明を受けました。

立科町への移住促進は喫緊の大きな課題であることから、積極的な事業の展開を図ることを要望し、原案を賛成多数で可決しました。

(2) 議案第89号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について。

この条例で定める具体的な事務の説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(3) 議案第92号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第93号 立科町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 制定について。

納付書等に個人番号を記載しないこととする改正との説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(5) 議案第96号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定 について。

公務上の災害に係る損害補償額に乗ずる率が新たに制定されたことによる改正との 説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第102号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

番号法施行に伴う改正との説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(7) 議案第97号 立科町合併30周年記念事業郵便書簡基金の設置、管理及び処分 に関する条例を廃止する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第98号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第4号)について。

歳入全款、歳出のうち、2款総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、5款農林 水産業費、6款商工費、8款消防費、11款公債費、12款予備費。

歳入について主なものは、国県支出金等、事業の実績及び進捗に伴う補正のほか、 財産収入では、別荘地の新規貸し付け及び名義変更等による財産貸付収入の増額と町 有林間伐材等の売り払い実績による増額であるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、2款総務費では、総務管理費の一般管理経費及び電算管理経費は、番号法に関連する委託料、工事請負費、備品購入費の増額であり、企画費は、12月中に完成の移住体験住宅に係る光熱水費及び下水道使用料の計上であること。また、選挙費は、各選挙の実績による減額であり、コミュニティ費は、来館者等に配付するパンフレットの増刷であるとの説明を受け、有効活用を図るよう要望しました。

5 款農林水産業費では、農業費は、有害鳥獣駆除対策協議会への負担金及び貸付金 の減額補正、陣内森林公園の工事請負費の減額補正。林業費は、森林林業振興協議会 の負担金の補正との説明を受けました。

6 款商工費では、観光費で信州ビーナスライン連携協議会について説明を受けました。

8款消防費では、防犯灯の修繕料、工事請負費の増額。

11款公債費の繰上償還元利償還金は、小中学校体育館非構造部材耐震補強工事の財源に充てた平成26年度緊急防災減災事業債、その超過借入分について、繰上償還をするための補正との説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(9) 議案第101号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について。

選定委員会の答申内容について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3、審查結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定をしたので、会議規 則第77条の規定により報告します。

議長(土屋春江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

#### 8番(森本信明君) 森本です。

立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告をいたします。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

平成27年12月7日付で付託された案件を審査するため、平成27年12月10日に本常任 委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりです。

(1) 議案第90号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計条例制定について。

白樺湖公共下水道の諏訪湖流域公共下水道接続に伴う条例制定との説明を受け、原 案を全会一致で可決をしました。

(2) 議案第91号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業の分担金徴収条例制 定について。

白樺湖公共下水道の諏訪湖流域公共下水道接続に伴う条例制定との説明を受け、原 案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第94号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第95号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定について。

白樺湖公共下水道の諏訪湖流域公共下水道接続に伴う条例の一部改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第103号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第98号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第4号)について。

歳出のうち、2款総務費(のうち3項戸籍住民基本台帳費)、3款民生費、4款衛生費、7款土木費、9款教育費、10款災害復旧費(のうち2項公共土木施設災害復旧費)。

2款総務費(のうち3項戸籍住民基本台帳費)について。

マイナンバーに伴う臨時職員賃金の補正、マイナンバー用顔認識システム機器の購入に伴う増額及び人事異動に伴う職員給与費の補正との説明を受けました。

3 款民生費について、高齢者福祉費では、地域包括支援センターに伴う臨時職員賃金の補正との説明を受け、また、人権政策推進費では、人権センターの電動式水抜き 栓故障による修繕料の補正との説明を受けました。

4款衛生費について、職員給与費の補正との説明を受けました。

7款土木費について、道路橋梁費では、小規模修繕料の増額、町道維持管理協力金の交付要綱改正及び実施箇所の見直しによる増額が主なものとの説明を受けました。

9 款教育費について、教育総務費では、人事異動に伴う職員給与の補正との説明を 受け、また、小学校費では、5年生男子トイレの一部を車椅子に対応するための工事 費との説明を受けました。

10款災害復旧費(のうち2項公共土木施設災害復旧費)について、事業の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第99号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について。

原案を全会一致で可決しました。

- (8) 議案第100号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)について。 原案を全会一致で可決しました。
- (9) 陳情第6号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情。 本件については、介護労働者の処遇改善に反対するものではないが、国の施策の中 で職場環境改善があり、今後どのように推移していくか注視していく段階であること から、賛成少数で不採択としました。
  - 3、審査結果。

本常任委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長(土屋春江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。4番、村田桂子

君、登壇の上、願います。

# 4番(村田桂子君) それでは、討論を行います。

委員会で審議のあった議案のうち、議案90号、91号、92号、94号、95号、96号、そして97号、99号、100号、101号については討論を省略して賛成といたします。

それでは、申し上げます。

議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例制定について、反対の 立場で討論を行います。

今回提案された条例は、立科町への移住を希望する者に対し、一時的に立科町の自然や生活環境の体験及び地域住民等との交流体験の機会を提供することで、町への移住の促進及び地域の活性化を促進するために住宅をつくり、その概要を定めるために提案されました。

町に移住・定住をしてくれる人々をどう増やしていくかは今の町の喫緊の課題ですから、移住を希望する人たちに対して安価で住宅を提供する施策展開については、ジュニにかなったものとして理解し歓迎します。

しかし、幾つかの点で納得できないことがあります。

まず、利用できる者の資格を定めた規定ですが、町の空き家情報登録制度空き家バンクの登録者であること、この規定は必要でしょうか。登録していなくても、移住希望の人には来ていただいて体験してほしいものです。気に入っていただけた段階で空き家のご案内やバンクへの登録でいいではないでしょうか。

最大の納得できない理由は、この体験住宅の利用の初日が必ず平日でなくてはならないということの規定です。この住宅は、最大7日間無料で滞在ができることとなっていますが、第7条の規定では、その初日は土日や祝日であってはならないというものです。

今の人たちは大変厳しい労働条件の中で働いています。金曜日遅くまで働き、土曜の朝出かけてくる人もいるかもしれない。ゴールデンウイークなど、祝日を利用してまちを訪れる方もいらっしゃるかもしれない。そういう方たちに、最初から無理かと思わせてしまうのではないかと懸念します。

移住を希望する人たちは、まず役場に連絡してくるでしょう。場合によっては電話連絡ではなくメールでの問い合わせとなるかもしれません。そんなときに、できれば平日に来ていただきたいことを伝えるとしても、平日に来られないことを理由に最初から立科町を検討対象から外すことになれば、住宅を設ける趣旨や願いにそぐわないと考えます。

担当課は、空き家をご案内したり、さまざまな施設、場所を案内したいので、平日 がよいと説明していますが、まずは町を訪れてもらうことが大前提ではないでしょう か。

まず、来ていただき、見ていただき、感じていただかなければ、その先には進めま

せん。

空き家の鍵を預かっているので町には責任があるとの町の説明ですが、最初から空き家を見るでしょうか。まずは、立科町がどんなところか、どんな人が住んでいるのか、環境はどうかを見るのではないでしょうか。初日に空き家をめぐる人はどれだけいるでしょうか。

初日が平日でなければならないということは、結構大きなハードルになる気がします。あれこれと条件をつけず、まずは訪れてもらう、土日が初日になる人には、こちらが相手に合わせて対応すればいいと考えます。それこそがおもてなしの心ではないでしょうか。

まず、町の魅力を知ってもらうということであれば、町のことをよく知っている団体、個人にお願いすることも可能ですし、どうしても職員でとお考えなら、職員に休日出勤をお願いすればいいと思います。つまり、サービス精神、おもてなしの心です。せっかく移住体験住宅を安価で提供しようとするのに、最初からハードルを設けることになる規定には賛成しかねます。

この指摘を受けとめての再検討をお願いしておきます。

なお、夜泊まるための布団類の手配は利用者本人が行うということですが、これも、こちらで用意し、必要な代金を請求すれば済むことです。面倒なことはさせない、気軽に利用してもらうことを大前提に、ご案内のプランを練り直すことを要望しておきます。

次に、議案第89号についてです。立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてです。

反対といたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づいて、いわゆるマイナンバー制度の導入のための条例制定であります。平 成12年施行の地方分権一括法により、機関委任事務がなくなり、全ての条例制定が可 能となりました。国が定めたからといって必ず実施すべきものではなくなり、町が実 施するかどうかの判断をすることとなりました。

この条例では、用語の解説と町がどのような事務を行うかの規定を行うものです。 かつて莫大な国費と町財政を使い住基ネットを構築したことがありました。今もあり ますが、他の地域でも住民票がとれるなど、利便性が強調されましたが、一体どれほ どの行政効果があったでしょうか。

その検証もないまま、国がこの制度を決めたからやらなければならないとしての提案は、余りにも安直ではないでしょうか。

また、住基ネットは今後どうなってしまうのか、新たに国指定の個人番号が付されれば、二重の番号となるわけで、必要なくなるのではないかと思います。

住基ネットとの関連を尋ねた私の質問に対し、本会議では当局のお答えはありませんでした。なぜ国に聞かないのでしょうか。これまでの住民基本台帳制度も全ての自治体が参加し、付番は既に済んでいるはずです。改めて付番の必要があったのでしょうか。

しかも、今回導入される個人番号の付番は、法別表第2欄に掲げるもので、119分野にわたります。町にかかわるものは73事務に及びます。当面は税と福祉関係、防災関係といいますが、福祉関係でも、介護保険、国民健康保険のみならず、年金、失業保険、児童手当や就学援助、生活保護など、個人にかかわる全てのことが番号で統一され、その番号にアクセスすることで、個人の生活が全て丸ごと国に握られることとなります。

行く行くは、預貯金や民間保険、あるいは読書カードなどにも範囲を広げたいとする議論もあり、プライバシーが全て握られることになります。

今回の条例についても、地域の特性に応じた施策を実施するものとするとあり、町 独自でも番号付番制度を導入できる余地を掲げています。

来年から個人番号カードの交付が始まる予定ですが、既に通知カードが誤って他の 人に配達されたり、この制度がよく知られていないことから詐欺事件が発生したりと 問題が起こっています。

この制度は、つまるところ、国が個人の資産や生活含め、全てを握り管理したいという思惑から導入されたと考えます。

法人についても、雇用者の個人番号を管理する責任が負わされ、小規模事業者ほど、 その管理や雇用保険など事務の負担が重くなり、大変だとの声が上がっています。

国にとって都合がよくても、私たち国民にとってはわずらわしいことがふえるばかり、カードの管理も含め、紛失したとき、番号が漏れたときの悪用のリスクは甚大だと言わなければなりません。

リスクふえてメリットなしのマイナンバー制度は、町の判断で参加しないことを求めて反対討論とします。

議案第93号も、同様の理由により反対します。

次、補正予算です。議案98号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第4号)についても反対といたしますが、少し意見を述べさせていただきます。

今回の補正には、個人番号制度、マイナンバー関連の予算が盛り込まれております。 総務費、一般管理費として、今回、1,000万円を超える額が計上されています。パソ コンの新たな導入や通信回線の構築などに使われる予定です。戸籍住民台帳費として 臨時職員の賃金や顔認証システム機器代も計上されました。その必要性について疑問 に思うものであります。

また、今回の補正では、町の財産収入として約2,800万円が計上されました。先人が植林したカラマツ材が売れて、町の収入となったものです。今50年たって間伐材で

も売れるようになったということで、今後が期待できます。

住民から聞くところによりますと、植林をされた当時の町長は、これで教育費をゼロにしたいと考えておられたそうです。町有材木で保育園も建てられたと伺いましたが、先人の願いが生きたと言えます。今後はぜひ、町の教育、子供たちのために、この財源が生かされることを願っております。

また、計画的な財源とするには、やはり専任の職員が必要ではないでしょうか、期 待を込めて一言指摘をしておきます。

以上、反対討論といたします。

次に、議案第101号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について、賛成ですが、少し意見を申し上げます。

この議案は、農産物加工、直売、食材供給施設の指定管理者を、今後5年間、今までと同様、農事組合法人蓼科農ん喜村に委ねたいとして了承を求める議案です。

指定管理の選定委員会は、さまざまな資料をもとに再び同法人を指定することに決まり、本会議への上程となったと報告されました。

しかし、議会に同意と議決を求める折には、これまでの実績、販売動向や課題、今 後の方針、販売計画などを最初から審議資料として示すことが必要ではないでしょう か。

求めて示された資料の中には、売り上げは下がっているものの、売り上げの利益率 は毎年上がっています。地元農民から農産物を仕入れ、廃棄率を減らす中で、利益率 を上げてきたと報告を受けました。経営努力をされていると思います。

しかし、課題もあります。特に指摘されているのが営業時間であります。質疑の中で、今後、夜の部の営業についても、新たに調理師を雇い入れるなど、考えたいとの意向が示されました。

私は、指定管理者として地元の住民で構成されている蓼科農ん喜村はふさわしいと 思います。町は、公募しなかった理由を、地域コミュニティーの活性化に寄与していると上げているからです。

この交流施設を運営するために、農事組合法人蓼科農ん喜村が結成されたことを伺 えば、公募しなくてもいいと思います。

しかし、それならば、一層みずからの経営努力が必要ではないでしょうか。早々と 店じまいをしてしまい、4時、5時にはバイパス沿いの明かりが消えてしまう、帰り がてら食事でもと思ってもやっていない。こういう指摘が数多くあります。

やはり営業時間を延長して、利用客のニーズに応えるべきではないでしょうか。こうしたお客さんの声に耳を傾け、通過客も、地元の住民からも愛され、さらに利用される施設になることを願って、一言申し上げました。

次に、議案第102号です。立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、個人番号制度導入についての規定であるため、反対いたします。

次、(発言の声あり)失礼しました。

引き続いて、議案第6号について申し上げます。介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。(発言の声あり)

- 議長(土屋春江君) 村田議員、陳情に関しては、後で、反対、賛成討論いたしますので、そのときにしてください。
- 4番(村田桂子君) 以上、反対討論といたします。
- 議長(土屋春江君) ほかに反対討論ありますか。

〔(なし)の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。 賛成討論はありますか。 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) 私は、本定例会で総務経済常任委員会に付託された議案についての委員 長報告に対し、賛成の立場で討論いたします。

議案第88号は、移住体験住宅設置及び管理に関する条例制定についてでした。この条例の第7条には利用期間が定められています。それによると、連続した7日以内の利用期間の初日には、土曜、日曜及び祝日は当てられないことになっており、私は初めこの点に疑問を抱きました。

利用する側の立場からすると、これらの日を利用期間の初日から外すことは不便であり、親切ではないと考えたからです。この点について担当課に質問したところ、次のような回答を得ました。移住に興味がる方を迎え入れる場合、初日がもっとも重要である。事務手続や町内施設の案内、さまざまなニーズに沿った体験の提案など、役場職員が責任と誠意を持って確実に対応したい。また、この体験住宅の利用料は無料であるため、町内の宿泊業者に与える影響にも配慮した。土曜日曜祝日を滞在初日にしたいという希望者には、町内の宿泊施設の利用を勧める。

私は、これらの回答に納得して賛成し、常任委員会での採決も、賛成4、反対1で可決しております。

町行政におかれましては、この条例にのっとり移住体験住宅を有効に活用し、新しい町民をふやしていただくことを期待します。

議案第89号、92号、93号、96号、97号、102号は、新たな条例、あるいは条例を改正する条例を制定するものや、条例が制定されたときの目的を果たした条例を廃止するものでした。

議案第98号は、平成27年度一般会計の補正予算で、歳入歳出にそれぞれ4,057万2,000円を追加するものでした。

中でも注目すべきは財産収入で、立ち木等を販売した2,836万5,000円の売り上げが 計上されました。今後も、木材の需要が伸び、町有林が町の財政に貢献することを期 待いたします。 議案第101号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてでした。これは、現在、 蓼科農ん喜村という名称で営業している施設の指定管理者に、引き続き農事組合法人 蓼科農ん喜村を指定するものでした。

これは、事業実績や計画等について審議する選定委員会の答申結果に従うものであり、その判断を尊重したいと思います。

これで、本定例会で総務経済常任委員会に付託された議案についての委員長報告に対する賛成討論を終わります。

- 議長(土屋春江君) ほかに賛成討論ありますか。2番、森澤文王君。
- 2番(森澤文王君) 2番、森澤文王です。

社会文教建設常任委員会に付託された議案、補正予算について、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

まず、議案第90号、91号は、白樺湖公共下水道の諏訪湖流域公共下水道への接続に伴う特別会計条例の制定、分担金徴収条例の制定、議案第95号も白樺湖公共下水道の諏訪湖流域公共下水道への接続に伴って、立科町下水道条例を一部改正し、条文と料金表を追加するものであり、賛成いたします。

議案第94号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、 町営住宅赤羽団地及び厚生住宅の廃止に伴うものであり、賛成といたします。

議案第103号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、これは、マイナンバー法に対応するために内容をつけ加えるもので、必要であるとし、賛成いたします。

続きまして、補正予算ですが、2款3項戸籍住民基本台帳費にマイナンバー用顔認証システム機器の購入がありますが、これは国の交付金で賄われるものであり、特に問題のない予算の編成であると言えます。

7款土木費に450万円の小規模修繕料が組まれていますが、この小規模修繕料は、 住民等の要望に対応し、道路等の危険箇所の修繕を速やかに行うためのものであり、 今年度中の修繕のために必要となる費用の増額の補正であります。

9 款教育費に、立科小学校 5 年生男子トイレの改修のために約130万円の予算が組まれていますが、これは、和式の個室 2 つを車椅子対応の洋式の個室 1 つに改修するためのものであり、対象児童の進級に伴い必要不可欠なものであります。

立科町下水道条例特別会計補正予算及び立科町水道事業会計補正予算、そのほか一般会計補正予算の補正内容は、主に人事異動等に伴う人件費の補正であり、今回の補正予算の編成は適切であると判断し、以上、賛成討論とさせていただきます。

- 議長(土屋春江君) ほかに賛成討論ありますか。4番、村田桂子君。
- 4番(村田桂子君) 陳情第6号について賛成討論をいたします。介護労働者の処遇改善及び 人員配置基準の改善を求める陳情について賛成の立場で討論いたします。

この議案は、長野県医療労働組合連合会から出された陳情であります。介護の現場

で働く全ての労働者の処遇改善と人員配置基準の改善を求め、夜間の人員配置の改善を求めております。そして、その財源措置を国に求める陳情です。

今、介護現場に人が集まらないことが大問題となっております。施設をつくっても 働くヘルパーさんなどが集まらず、受け入れの高齢者を減らさざるを得ない事業所も 報告されています。

その原因は、仕事が厳しい割には賃金が低く、何と、全産業労働者よりも平均で 9万円も低く、平均で21万円台となっています。介護職から他の福祉職への転職も多 いと聞いています。

政府は、介護離職ゼロと言いますが、その前に、介護者の人材確保と離職をゼロに する取り組みが喫緊の課題です。介護現場の受け入れ基盤と安定した人材が確保され なければ、介護離職ゼロは絵に描いた餅です。

政府は、介護職員の賃金改善を進めるために、ことしの4月から介護職員の処遇改善加算措置を用意しましたが、介護サービスの基本報酬を引き下げていますから、結局、差し引き2.27%のマイナス改定であります。

加算ができない小規模事業所では、サービスのマイナス改定4.48%だけが押しつけられ、経営悪化が深刻になり、休業、廃業に追い込まれる事業所もあると聞いています。同時に、労働者の賃金引き下げや非正規雇用への切りかえを強いられるなど、一層の労働条件の悪化の原因ともなっています。

今後さらに介護の必要性が高まる中、介護労働者の確保と処遇改善が進まなければ、 安心して老後を迎えることはできません。国の責任は重大です。

2.27%のマイナス改定で、国の削減分は600億円です。オスプレイ 5 機導費と関連機材費は611億円、防衛関連費、軍事費は 5 兆円を超えました。軍事費や法人税の減税に使うお金があれば、介護など福祉に回すべきです。

陳情の趣旨に全面的に賛成し、討論といたします。

議長(土屋春江君) ほかに賛成討論はありますか。10番、滝沢寿美雄君。

10番(滝沢寿美雄君) 10番、滝沢です。

本定例会に提出されました議案に対し、全て賛成の立場で討論をいたします。

中でも、議案第88号の条例制定は、これからの立科町の移住促進の先駆け的な条例でありまして、委員会の中でも、芝間係長の発言もしっかり理解をし、まずはやってみなはれの精神を持っていただき、議員諸君の賛同をお願いをするものであります。以上です。

議長(土屋春江君) ほかに賛成討論ありますか。

[(なし)の声あり]

賛成討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2 議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例 制定についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は賛成多数です。本案に対しては、今井英昭君ほか3名 からお手元に配りました修正の動議が提出されています。これを本案とあわせて議題 とし、提出者の説明を求めます。1番、今井英昭君、登壇の上、願います。

### 〈1番 今井 英昭君 登壇〉

#### **1番(今井英昭君)** 1番、今井英昭です。

議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例の一部の修正案について説明いたします。

修正箇所は、原案の見出し「利用期間」、

第7条、体験住宅の利用期間は、連続した7日以内とし、利用期間の初日にあたる日は次の各号に掲げるいずれの日にも属さない日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日。
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日。

#### の箇所を、見出し「利用期間」、

第7条、体験住宅の利用期間は、連続した7日以内とし、利用期間の初日にあたる日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除くとする。

と修正するものです。

移住体験住宅設置事業については、立科町総合戦略によると、利用者目標数は、平成31年時で、延べ利用者数は100組、年間平均では25組、月平均では2組の受け入れの目標となっており、当町の人口増加につながる一つの施策でもあり、実際の生の立科町を知っていただくよい機会となります。

その体験によって人口増加につながり、人口問題を取り組むに当たりすばらしい事業であり、これによって体験された方が一人でも多く住民となっていただくことを願っております。

そうした背景で、原案では、体験初日に関して、土日祝日は受け付けないとなって おります。その理由は、町からの説明では、初日に当たる日にじっくり町の説明をし たいということで、せっかく体験に来られた方が、初日に休日等では町の紹介を十分 にできず、対応ができないということでした。

それに対しては、体験者へ当初よりじっくり町の説明をできるのは平日のみということにしておけば、お聞きしたい方でしたら、平日を絡めた期間滞在されると思いますので、何も、初日を土日祝日にこだわる必要はないと思います。

一方、鍵の返却、部屋の確認の最終日は、土日祝日も対応されるということで、この事業へ対して、強い意気込み、取り組みであることが伝わってきます。

だからこそ、体験初日についても、平日のみ受け付けることはせず、また、ライフスタイルも多様化している中で、土日祝日のみしか本移住体験ができない方もいる可

能性が十分にあり、原案のままでは、そういう方は初めらか体験すらできなくなり、 所期の目的から外れることになります。

入り口を提供者側から狭めず、逆に広くする必要があると考えます。修正することによって、結果、体験をされる方が一人でも多くなり、それだけ移住を希望される方も増加すると思いますし、建設にかかった2,600万円余りの投資を有効活用もでき、よりたくさんの方が利用しやすい、意味のある建物となることを強く願い、修正動議の説明といたします。

議長(土屋春江君) これから、修正案に対する質疑を行います。質疑のある方はいらっしゃ いますか。

[(なし)の声あり]

なしと認めます。

これから討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。 3番、今井 清君。 **3番(今井 清君)** 3番、今井 清です。

立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例に対する修正案について、賛成の立場で討論を行います。

今回の移住体験住宅につきましては、より多くの町外の皆さんが立科町に興味を持っていただき、移住したくなる気持ちにさせるための体験住宅であると思います。

この条例案では、利用初日に土日祝日を除いているものであり、とても利用者の ニーズに合うものではないと思われます。せっかくの施設であるのにもかかわらず、 利用者目線でないと思われます。

特に若い世代、働き盛りの方は、忙しくて平日に休暇がとれない場合が多いと思われます。若者の移住を促進し、後継者の育成と町の活性化を図る上では、土日祝日を初日に除くというのは、若者や現役世代をターゲットにしていないと思える内容のため、今回、その部分を除く修正を行うべきだと考えます。

移住体験は全国で競争になっています。選ばれる地域になるためには、少しでも利用者が利用しやすい内容とするべきであると考えます。

以上、私の修正案に対する賛成討論といたします。

議長(土屋春江君) ほかに討論ありますか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2 議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例 制定についての採決を行います。

まず、本案に対する今井英昭君ほか3名から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。本修正案に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

確認お願いいたします。遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。原案に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着席願います。

起立多数です。したがって、議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第89号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は賛成多数です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立を願います。

#### [賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第89号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第90号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計条例制 定についてから、日程第6 議案第92号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例制定についてを一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

### 〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第90号 立科町白樺湖特定環境保全公共下 水道事業特別会計条例制定についてから、議案第92号 職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第93号 立科町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する 条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は賛成多数です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立を願います。

#### [賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第93号 立科町町税条例等の一部を改正する条例

の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第94号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第10 議案第96号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について一括採決とします。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

### 〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第94号 立科町営住宅設置及び管理条例の 一部を改正する条例制定についてから、議案第96号 立科町消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第102号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は賛成多数です。この採決は起立によって行います。本 案に賛成の方は起立を願います。

#### [賛成者起立]

遠山局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第102号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。 ここで暫時休憩とします。再開は3時からです。

(午後2時49分 休憩)

(午後3時00分 再開)

### 議長(土屋春江君) 休憩前に戻り議事を再開します。

日程第12 議案第103号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方は起立を願います。

### [賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第103号 立科町介護保険条例の一部を改正する 条例制定については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第97号 立科町合併30周年記念事業郵便書簡基金の設置、管理及び 処分に関する条例を廃止する条例制定についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

### [(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第97号 立科町合併30周年記念事業郵便書 簡基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定については、委員長報 告のとおり可決されました。

日程第14 議案第98号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第4号)についてを 採決します。

本案に対する委員長の報告は賛成多数です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立を願います。

#### 「替成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第98号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第4号)については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第99号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第3号) について、及び日程第16 議案第100号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算 (第2号) についてを一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

### [(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第99号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、及び議案第100号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第101号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定についてを採決 します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

### [(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第101号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 陳情第6号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳 情を採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。この採決は起立によって行います。陳情第6号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

#### [賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立少数です。したがって、陳情第6号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準 の改善を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

#### ◎日程第19 発議第13号

議長(土屋春江君) 日程第19 発議第13号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題 とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

# [(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程を全部終了いたしました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成27年度第4回立科町議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

なお、この後、3時15分から、第1委員会室において全員協議会を開催しますので、 議員、理事者、説明員はお集まりください。

(午後3時07分 閉会)